

墓地返還手続きについて

※返還手続きの前にまずは、ご確認ください！

- ・墓地使用者の名義、住所等が変わっていれば、住所等変更手続きが必要です。
- ・管理料の未納があれば、未納分を納める必要があります。
- ・墓標が有る場合は更地にて返還をお願いしております。工事の届出等が必要です。

《返還の手順については、ホームページをご覧ください》

必要な手続きが終わられましたら、返還の書類等、ご用意をお願いします。

【必要書類】

- 1) 第 14 号様式 墓地返還届出書
- 2) 第 21 号様式 墓地返還に係る念書

【添付書類】

- ① 墓地使用許可証（黄色い二つ折りの証書）
- ② 身分証(運転免許証等)
- ③ 印鑑(朱肉のもの)
- ④ 委任状（本人以外の方が来所される場合）
 - ・代理人の身分証(運転免許証等)
 - ・代理人の印鑑(朱肉のもの)

ご不明な点は、下記までご連絡ください。

四日市市北部墓地公園 指定管理者 株式会社翔和
〒510-0068 四日市市三栄町 3 番 15 号
コバヤシビル 3F
TEL059-336-6936 FAX059-336-6937
<http://www.abion-h.jp/>

太枠内をご記入ください。

第14号様式(第15条関係)

墓地返還届出書

令和 年 月 日

四日市市北部墓地公園指定管理者 様

届出者(使用者)

住所 四日市市〇〇〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

(氏名の記載に当たっては届出者の署名または記名押印とすること)

電話

墓地を必要としなくなったので、返還します。

墓地区画番号・面積	北部墓地公園 あ〇 — 〇〇 号 ・ 〇 m ²
許可番号	第 〇〇〇〇 号
使用許可年月日	昭和・平成 令和〇〇年 〇〇 月〇〇 日
墓碑等の設置	建立・未建立

添付書類

- 墓地返還に係る念書
- 使用許可証を返却。
- 委任状 (本人以外が届出をする場合)

使用許可証を見ながら記載してください。

以下、記載不要

既納墓地使用料	円
返還率	%
相殺費用	円
使用料還付金額	円
管理料還付金額	円
合計金額	円

承継手続	無・完了	
住所変更	無・完了	担当者
工事確認	完了確認日	/
改葬手続	無・完了	担当者
管理料	確認日 未納無	/

受付日	令和 年 月 日	返還番号	—		
担当	返還処理	FAX&Mail	決 裁	完了確認	受付
完了日	/	/	令和 年 月 日	/	/

第14号様式(第15条関係)

墓地返還届出書

令和 年 月 日

四日市市北部墓地公園指定管理者 様

届出者(使用者)

住所

氏名

(氏名の記載に当たっては届出者の署名または記名押印とすること)

電話番号

墓地を必要としなくなったので、返還します。

墓地区画番号・面積	北部墓地公園 ー 号 ・ m ²
許可番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日
墓碑等の設置	建立 ・ 未建立

添付書類

- 墓地返還に係る念書
 使用許可証を返却。
 委任状 (本人以外が届出をする場合)

以下、記載不要

既納墓地使用料	円	承継手続	無 ・ 完了	
返還率	%	住所変更	無 ・ 完了	担当者
相殺費用	円	工事確認	完了確認日	
使用料還付金額	円		/	
管理料還付金額	円	改葬手続	無 ・ 完了	担当者
合計金額	円	管理料	確認日	
			未納無	/

受付日	令和 年 月 日	返還番号	ー		
担当	返還処理	FAX&Mail	決 裁	完了確認	受 付
完了日	/	/	令和 年 月 日	/	/

第 21 号様式

墓地返還に係る念書

令和 年 月 日

四日市市北部墓地公園指定管理者 様

墓地返還届出者

住所

氏名

(氏名の記載に当たっては届出者の署名または記名押印とすること)

電話 — —

四日市市北部墓地公園区画番号 — 号墓地の返還届を提出いたしましたが、
これについて親族内に異議はありません。返還後、万一異議の申し立てが出された場合は、当方
の責任を持って解決に当たります。

なお、上記届出書及び当念書に不正、錯誤はありません。

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____ — _____ — _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任いたします。
(届出時期が異なる場合、委任事項は1項目のみ可)

- 墓地使用許可申請
- 墓地内工事着工届出書・墓地内工事完了確認願
- 焼骨埋蔵・変更届出
- その他(_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____ — _____ — _____